

令和7年度～令和11年度

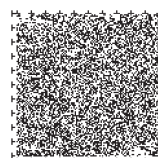
第6次 志木市地域福祉活動計画

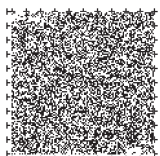


令和7年3月

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

右のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。専用
アプリなどで読み取ると、
内容を音声で聞くことが
できます。





はじめに

近年、少子高齢化や核家族化など様々な社会状況の変化を背景に福祉ニーズは、多様化し、制度の狭間の問題や複合的で複雑な福祉課題を持つ世帯など、これまでの公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースが見受けられようになってまいりました。また、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合い、助け合う機能の低下が進んでいるともいわれています。

本計画では、これらの課題に取り組むため、6年後の基本目標を目指す姿として基本理念に「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」を掲げるとともに、地域の特性や課題を踏まえた喫緊の課題を解決するための重点事業をあわせて示しています。

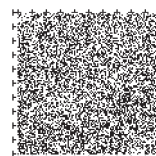
現在、日本各地では「地域共生社会」の実現への取組が進められています。これは、「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくというもので、志木市においても「志木市地域共生社会を実現するための条例」を令和5年4月に制定し、「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組が始まっています。

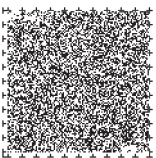
これらの状況を踏まえ、本計画では、新たな時代に対応できるよう、これまでの計画の成果や課題をもとに、基本理念や基本目標をはじめとした内容を新たに見直しました。地域の主体的な活動やそれぞれの活動主体間の連携・協働が進み、「わかりあい、支えあいのあるまちづくり」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました志木市地域福祉推進委員会の委員の皆様及びアンケート調査にご協力いただきました市民をはじめ、専門職や関係団体の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

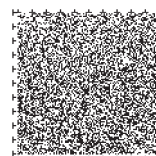
社会福祉法人 志木市社会福祉協議会
会 長 中 村 勝 義

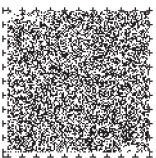




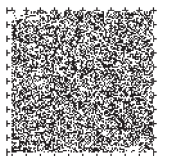
目 次

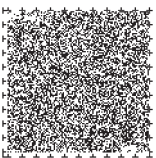
第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉活動計画とは.....	1
2 社会福祉協議会（社協）について	2
3 志木市社会福祉協議会について	3
4 計画策定までの経緯	6
5 計画の位置づけ	8
6 計画の期間	9
第2章 計画の目指す方向性	11
1 基本理念.....	11
2 地域福祉活動計画の基本目標と施策の方向	11
3 計画の体系	13
第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組	15
基本目標1 わかりあい、支えあいのあるまちづくり	15
基本施策1 市民力との協働による地域生活課題への対応	15
基本施策2 地域活動への参加促進	17
基本施策3 地域福祉の担い手の発掘・育成・定着	18
基本施策4 支え合いの地域づくり	19
基本目標2 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができる まちづくり	21
基本施策1 重層的な支援体制の充実	21
基本施策2 生活困窮者等の自立のための環境づくり	23
基本施策3 ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策.....	24
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり	25
基本施策1 災害時対策の推進.....	25
基本施策2 防犯・事故対策の推進	27
基本施策3 安全な移動手段の確保と環境の整備	28
第4章 計画の推進	29
1 計画の推進体制	29
2 計画の進行管理	29





第1章 計画の策定にあたって





第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する計画です。住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者などとともに取り組んでいく地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

◇地域福祉活動計画の内容（全社協「地域福祉活動計画策定指針」より抜粋）

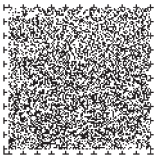
福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め

志木市が地域福祉計画を、志木市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定する意義は、次のような意義があり、第5期志木市地域福祉計画と第6次志木市地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

地域住民や福祉関係者がともに地域の課題を認識することで、住民の理解・協力による社会福祉協議会の活動や市民力の強化が期待できます。

◇地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定のイメージ

地域福祉計画	地域福祉活動計画
各行政計画と整合性を図った地域福祉推進の中長期計画を策定し、公的サービスを含めた志木市全体の福祉サービスの統合化を図る。	地域住民とともに社会福祉協議会が推進する地域福祉の活動・行動計画として、具体的な取組を住民に明らかにする。
地域の福祉課題・社会資源の状況、地域福祉推進の理念・方向性を明記	



2 社会福祉協議会（社協）について

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、都道府県、市区町村を単位に1つずつ設置されています。地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。また、次の活動原則に基づき、地域の特性を活かした活動を展開しています。

◇社会福祉協議会の活動原則

（全社協「社会福祉協議会基本要項2025（第2次案）」より抜粋）

①【住民ニーズ基本の原則】

・社協の活動・事業を動かす原点は一人ひとりの住民のニーズであり、暮らしの中でニーズを把握するとともに、それに立脚した活動を進める。

②【住民活動基本の原則】

・社協の活動・事業は、住民の自発的な思いや、取り組みを基礎として進める。
・活動・事業を実施する際は、常に住民同士あるいは住民と地域の関係者がつながることを支援する。

③【個別支援と地域づくりの一体的展開の原則】

・一人ひとりのニーズに立脚した相談・生活支援等の個別支援と、誰もが安心してその人らしく暮らすことができる地域づくりを一体的に展開する。

④【民間性の原則】

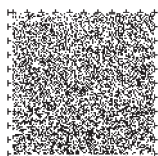
・民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、ニーズに応じて柔軟に対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発に計画的に取り組む。

⑤【連携・協働の原則】

・多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災、その他の分野の関係者と連携・協働する。
・公私協働の要として、地域福祉を推進する責務を有する行政とのパートナーシップを構築し、協働と役割分担に基づいた活動・事業を展開する。

⑥【専門性の原則】

・地域福祉を推進する中核的な団体として、コミュニティソーシャルワーク、コミュニティワーク、ケアワーク等の知識・技術、住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤に地域福祉推進の専門性を発揮する。また、常に専門性の維持・向上に向けて人材育成を図る。



3 志木市社会福祉協議会について

(1) 使命

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

(2) 経営理念

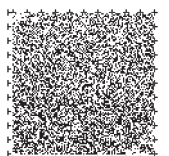
社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

(3) 基本方針

社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行います。

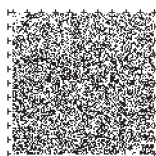
- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。



第1章 計画の策定にあたって

(4) 組織

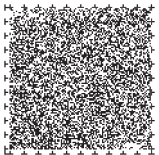
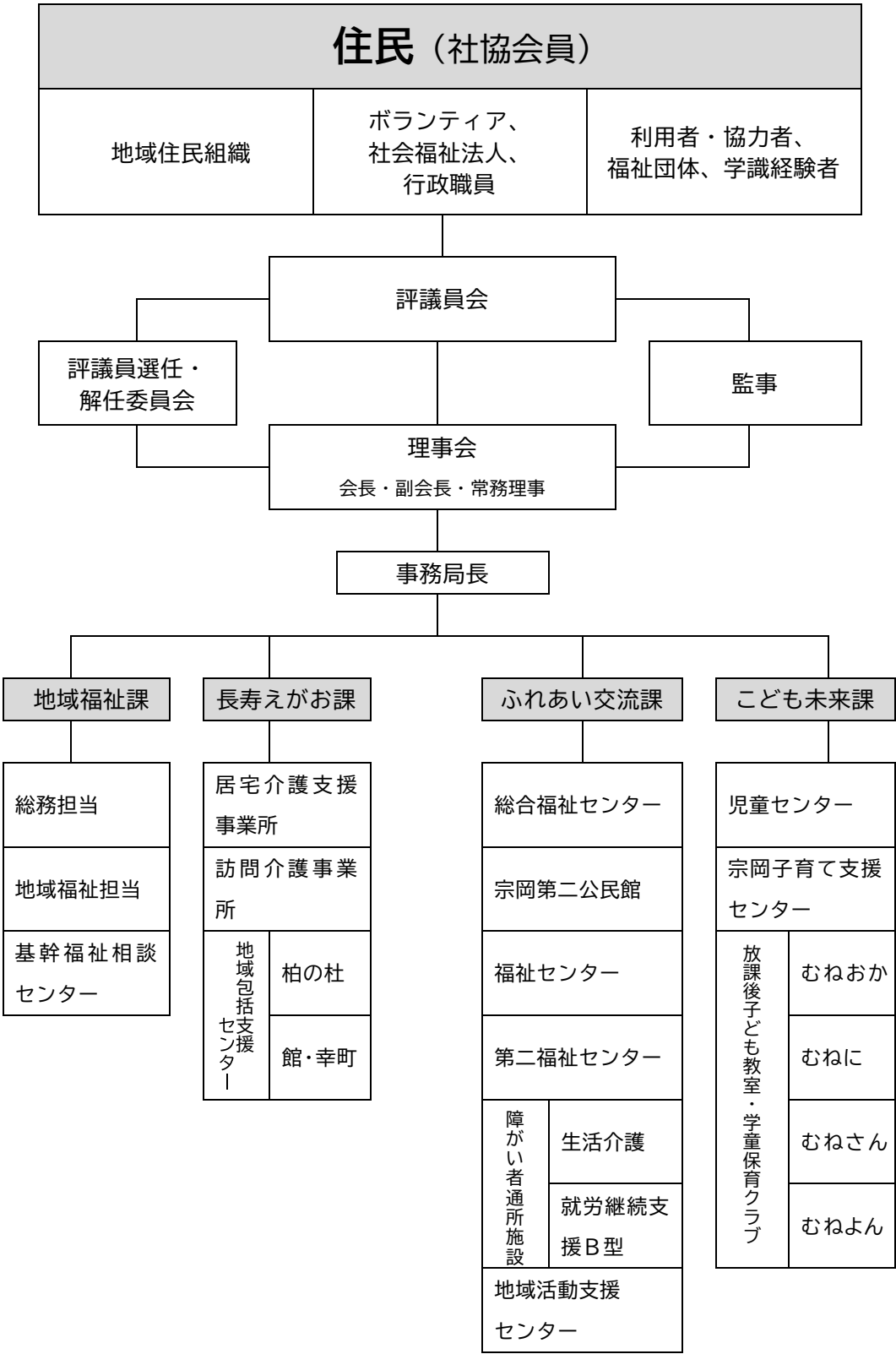
会員	地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集するため、定款・会員規程に基づく会員を置く。
理事	事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画し、地域福祉の推進役としての社協事業の発展に寄与し、理事（役員）としての責務を果たすため、定款に基づく理事を置く。
監事	社協活動や社会福祉法人会計を理解し、社協事業の監査をする、監事（役員）としての責務を果たすため、定款に基づく監事を置く。
評議員	理事・監事の選任、事業計画・予算などの決定を行う重要な議決機関として、評議員としての責務を果たすため、定款に基づく評議員を置く。
評議員選任・解任委員	評議員の選任・解任を行う機関として、定款に基づく評議員選任・解任委員を置く。
委員会	事業の推進にあたって、地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するため、委員会設置規程に基づく委員会を置く。



(5) 事業推進体制

本計画の推進体制として、事務局を4課に編成して、事業を推進します。

◇志木市社会福祉協議会の組織図



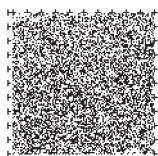
4 計画策定までの経緯

(1) 第1次から第5次策定まで

平成17年3月に市民参画のもと、志木市と志木市社会福祉協議会の合同事務局体制により「志木市地域福祉計画」を策定しました。「志木市地域福祉活動計画」は、この志木市地域福祉計画を具体的に実現するための計画と位置づけ、平成18年10月に策定しました。

第5次までの計画期間や見直しの経緯などは次表のとおりです。

活動計画	計画期間	策定・見直しの経緯
第1次	平成18年10月 ～平成20年9月	第1期志木市地域福祉計画策定後、地域福祉活動を実践している機関において、地域福祉計画を実現・実行するために具体的な取組をまとめていく必要があったことから、志木市社会福祉協議会が中心となり、関係団体とともに「志木市地域福祉活動計画」を策定した。
第2次	平成20年10月 ～平成23年3月	第1次志木市地域福祉活動計画の計画期間中であつたが、志木市社会福祉協議会の実施する事業が平成20年4月に大幅に拡大したこと、組織改編を行ったことから、取り組む事業と計画期間を見直した。
第3次	平成23年4月 ～平成27年3月	第2期志木市地域福祉計画策定において、計画の体系と実施主体を明確にするなど見直した。これに伴い、地域福祉活動計画は、計画の体系を整理し、より具体的な進行管理を行うため、実施する事業の目標数値などを明記するよう見直した。
第4次	平成27年4月 ～令和2年3月	第3期志木市地域福祉計画策定において、市民アンケートや専門職アンケート、地区まちづくり会議の内容や関連計画と連動した重点取組を明記するなどを見直した。地域福祉活動計画は、計画期間を地域福祉計画と合わせるよう見直した。

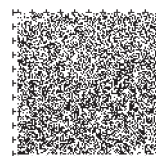


活動計画	計画期間	策定・見直しの経緯
第5次	令和2年4月 ～令和7年3月	第4期志木市地域福祉計画は、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）のもと、法的にも志木市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」に位置づけられた。また、第1期から第3期までの基本理念「市民の誰もが安心して、自分らしく、いきいきと、自立した生活ができる地域社会の実現」は、「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」に見直した。 地域福祉活動計画は、第4期志木市地域福祉計画の基本理念の見直しを踏まえ、平成30年5月に改編した事業推進体制により、地域福祉関係団体などとともに多様な主体の地域福祉活動を推進できるよう、策定した。

（2）第6次策定まで

このたびの第5期志木市地域福祉計画の基本理念は、第4期志木市地域福祉計画で掲げる基本理念をベースに、令和5年4月に制定した「志木市地域共生社会を実現するための条例」の目標と3つの理念との整合を図るため、「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」に見直しました。

第6次志木市地域福祉活動計画は、この第5期志木市地域福祉計画の基本理念の見直しを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築や孤独・孤立対策、また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活課題を抱えているケースに対して、地域福祉関係団体などとともに多様な主体の地域福祉活動が推進できるよう、策定することとしました。



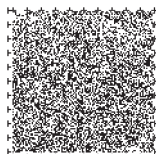
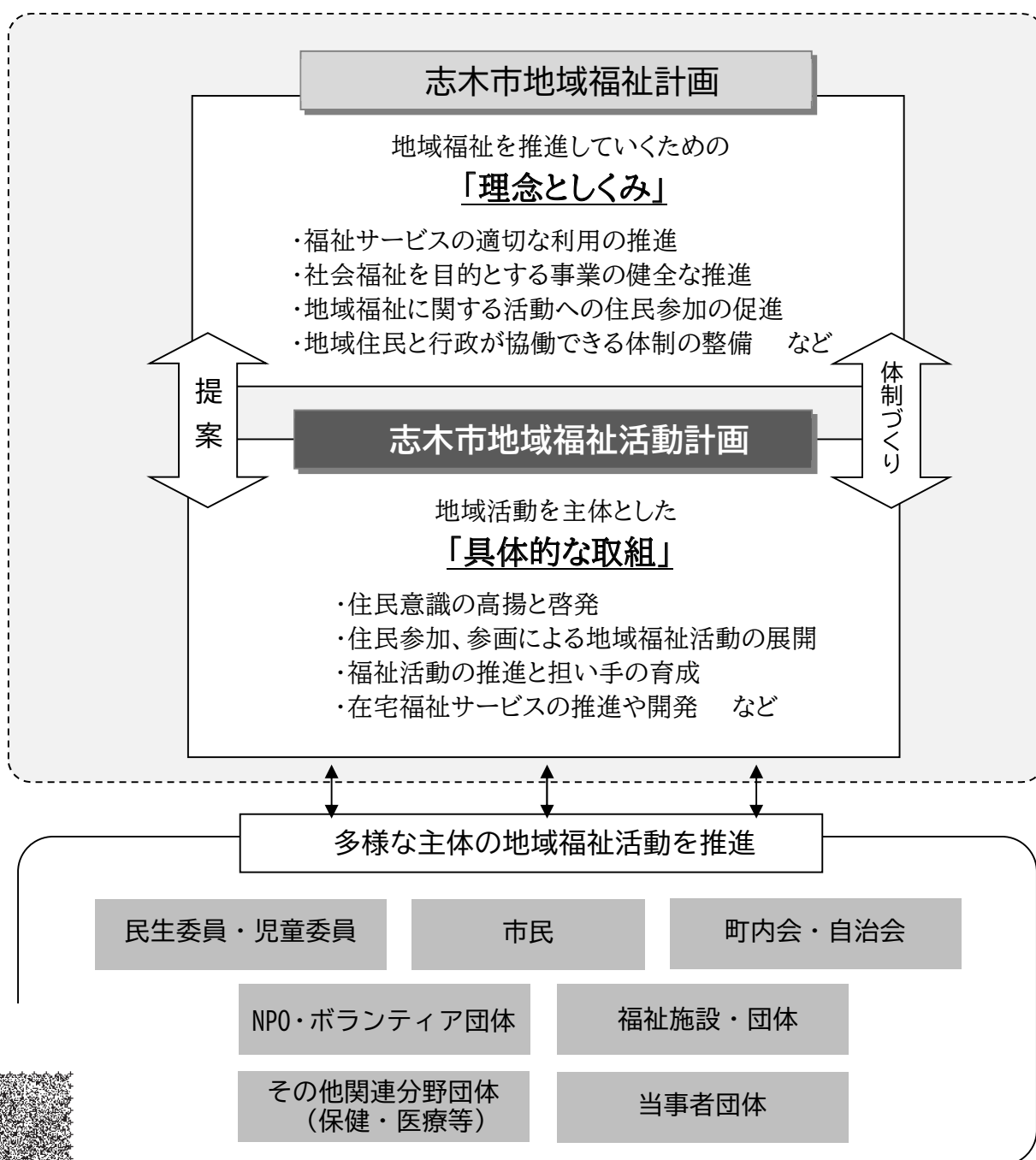
5 計画の位置づけ

志木市が策定する第5期志木市地域福祉計画は、「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」を基本理念に掲げ、地域の助け合いによる福祉の推進に向けて、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりや共に生きる社会づくりを目指す理念としくみを形成するために策定する計画です。

今回、志木市社会福祉協議会が策定する「第6次志木市地域福祉活動計画（以下「本計画」という）」は、第5期志木市地域福祉計画の理念やしくみをもとに、具体的に実現するための活動内容を考える計画となります。

この理念・しくみづくりの「第5期志木市地域福祉計画」と、それらを実現するための具体的な取組である本計画とが一体となって志木市の地域福祉を推進します。

◇第5期志木市地域福祉計画と第6次志木市地域福祉活動計画の位置づけ



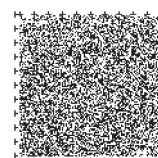
6 計画の期間

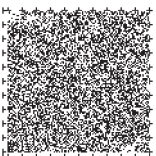
本計画の期間は、志木市における地域福祉の一体的な推進の観点から、第5期志木市地域福祉計画と同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

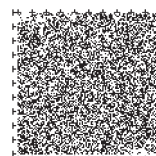
◇策定の期間

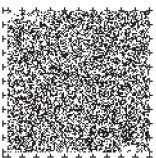
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第5期志木市地域福祉計画					次期計画
第6次志木市地域福祉活動計画					
評価・検証	評価・検証	評価・検証	評価・検証	見直し準備	





第2章 計画の目指す方向性





第2章 計画の目指す方向性

1 基本理念

本計画の基本理念は、第5期志木市地域福祉計画の基本理念を踏襲します。

みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現

志木市が制定した「地域共生社会を実現するための条例」（「通称」まるごとつながる福祉推進条例）では、地域共生社会を実現するための目標「わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会の実現」に向けて、「社会参加・相互理解」「安全・安心な暮らし」「自己決定の尊重」という3つの理念を掲げています。

第5期志木市地域福祉計画で目指す基本理念は、第4期計画で掲げる「みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまちの実現」をベースに、地域共生社会を実現するための条例の目標と3つの理念との整合を図り、「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」としました。

2 地域福祉活動計画の基本目標と施策の方向

基本目標1

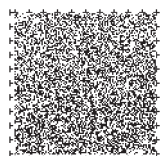
わかりあい、支えあいのあるまちづくり

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 市民との協働による地域生活課題への対応 | (2) 地域活動への参加促進 |
| (3) 地域福祉の担い手の発掘・育成・定着 | (4) 支え合いの地域づくり |

地域福祉活動の推進には、住民が自分の住む地域の課題に気づき、住民同士で解決に向けて行動することが大切です。また、できるだけ多くの住民が地域福祉活動に参加し、地域のさまざまな関係者の協力を得て活動を推進していくことが求められています。

社会福祉協議会では、町内会・自治会、民生委員・児童委員をはじめ、地域のさまざまな関係者と住民の生活課題について協議を図りながら、住民主体の地域福祉活動を推進するための基盤整備や人と人とがつながり、支え合い・助け合う地域づくりの実現を目指してきました。

今後は、地域共生社会の実現に向け、地域における課題の発見と解決のしくみづくりや多様な主体による地域福祉活動を支援するとともに幅広い世代が活動に参加できるよう情報発信を行います。さらに、誰もが学び合い、つながり合い、支え合う場と機会づくりを支援します。



基本目標2

誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

(1) 重層的な支援体制の充実

(2) 生活困窮者等の自立のための環境づくり

(3) ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策

地域の中には、本人や家族だけでは解決が難しい問題を抱えながらも、どこに支援を求めてよいかわからず「孤立」している人がいます。解決のために、適切な支援とつながることが重要ですが、既存の制度の対象となりにくいケースや8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、問題が複合化・複雑化している実態もあります。誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくには、一人ひとりの課題に合った多様な支援や地域福祉活動などのインフォーマルな社会資源とも連携を図ることが大切です。

社会福祉協議会では、解決が困難な問題を抱える人のあらゆる相談を受け止め、地域に出向くアウトリーチ機能を活かし、「つながり続けること」を目的とした伴走型支援を提供します。

基本目標3

安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 災害時対策の推進

(2) 防犯・事故対策の推進

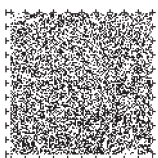
(3) 安全な移動手段の確保と環境の整備

災害発生時、まずは自分の身を自分で守ることが一番重要です。次に、自分の安全を確保した人たちの地域での助け合いや「被災地の役に立ちたい」「復興を応援したい」と思っている災害ボランティアによる支援が大切になります。

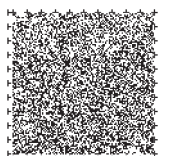
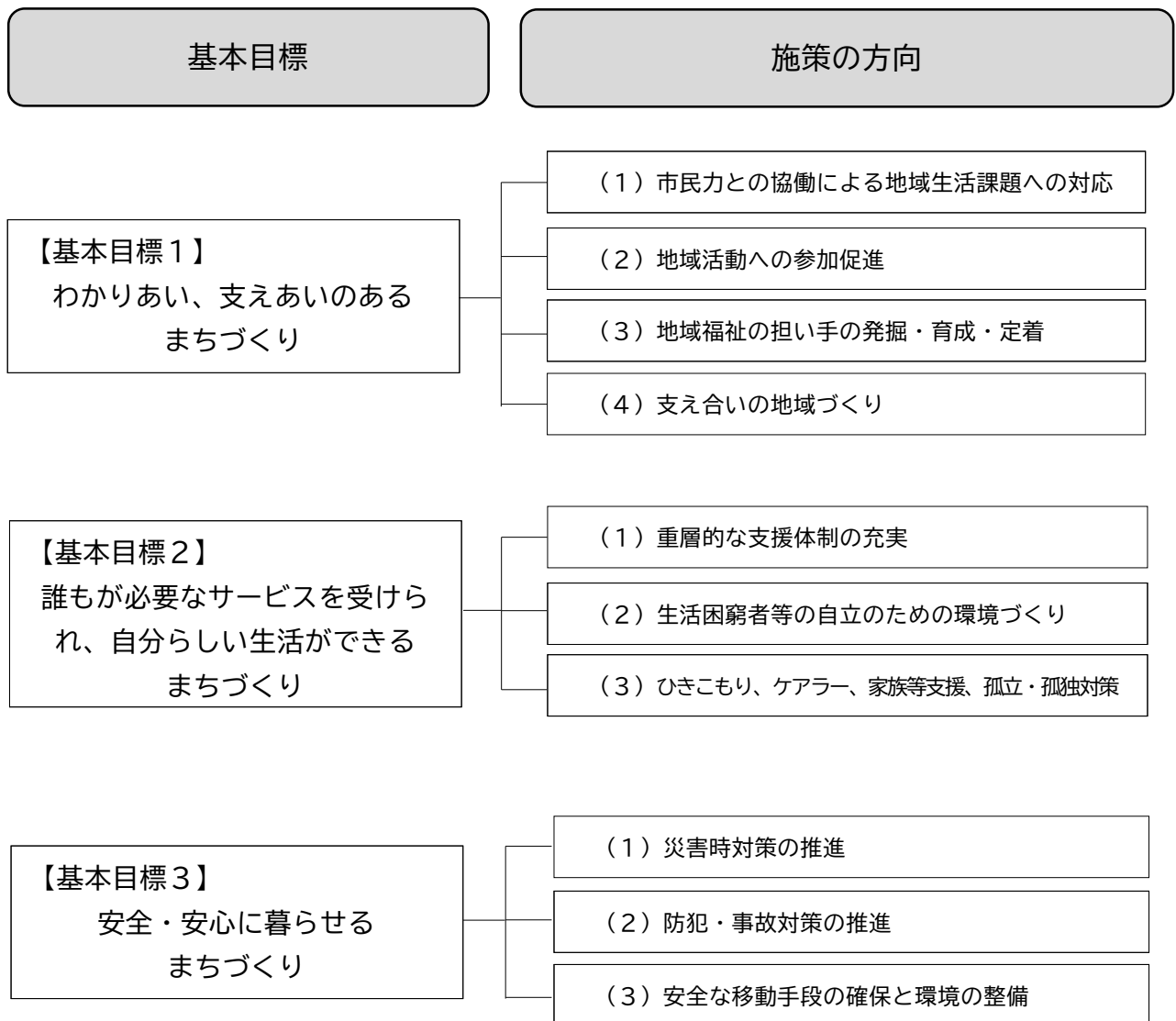
公的な機関からの支援だけではなく、住民やボランティアなども含めて支援を受け入れる力を「受援力」といいます。被災者を中心とした地元主体の災害復興においては、この受援力が重要であり、日頃から住民と地域の関係者などが協働して災害時を想定した取組を推進していく必要があります。

社会福祉協議会では、災害時に迅速かつ効果的に支援ができるよう、平時から町内会、民生委員・児童委員をはじめ地域のさまざまな関係者と連携・協働した取組を実施します。

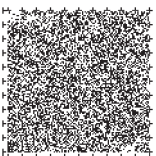
また、防犯や事故対策においても関係機関と連携した活動に取り組み、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。



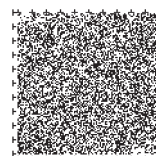
3 計画の体系

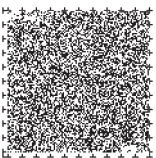


第2章 計画の目指す方向性



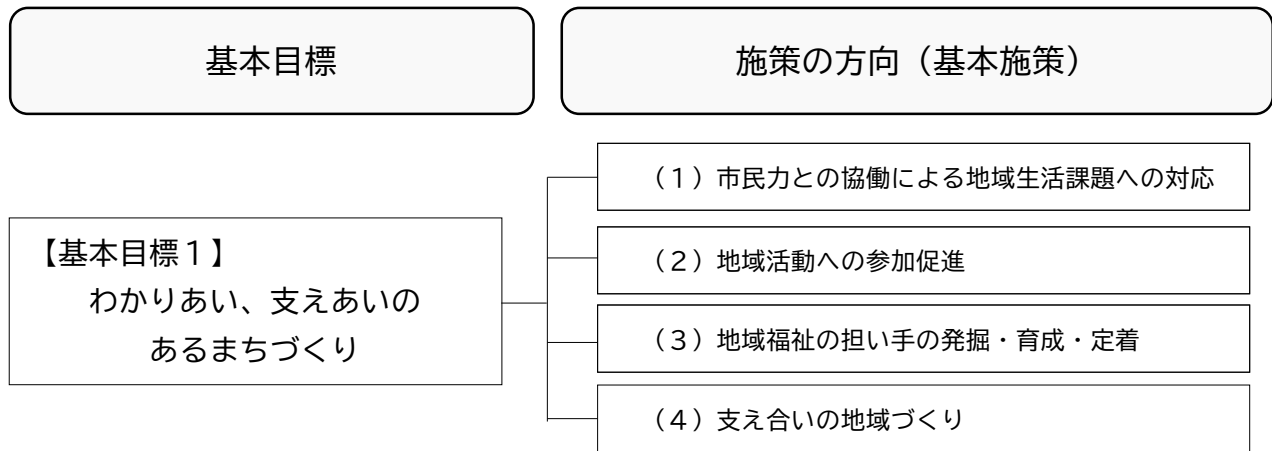
第3章 基本目標及び基本施策ごとの 取組





第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組

基本目標1 わかりあい、支えあいのあるまちづくり



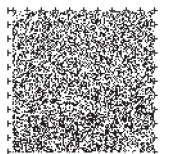
基本施策1 市民力との協働による地域生活課題への対応

市民アンケート調査結果によると、地域での支え合いの考え方では「あまり考えたことがない」（36.5%）が最も多く、次いで「必要であり、自分自身や地域の人たちを含め積極的にかかわるべき」（30.7%）が続いています。

地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが身近な地域の抱える課題を自分たちのこととして捉え、地域の一員として、自分のできることや得意なことから社会に参加していくことが求められています。支え合いと福祉のいっそうの理解の促進、そして市民・事業者・市が協力しながら、それらの課題解決に向けた支援のしくみづくりを進めていくことの必要性がうかがえます。

社協では、高齢者、障がい者、子育て支援等、さまざまな関係者との会議や情報交換等を通じて連携を深めてきました。今後、さらに「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、市民や地域のさまざまな関係者・地域団体の参加と協働をもとに、地域の生活課題（市民のニーズ）について解決できるしくみをつくります。

項目	市民アンケート調査	専門職及び関係者調査
調査対象者	市在住の18歳以上の人の中から、無作為に1,200人を抽出	専門職及び関係者（高齢・障がい・子育て・生活困窮者分野の専門職や民生委員・児童委員、母子保健推進員など）を300人抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答併用	
配付・回収	配付数 1,200人 回収数 446人（回収率 37.2%・前回より 4.5ポイント減）	配付数 300人 回収数 204人（回収率 68.0%・前回より 25.7ポイント増）



第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組

社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	生活支援体制整備事業	地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援について地域のさまざまな関係者と協議します。	協議体の開催回数	21回	32回
2 重	地域生活支援拠点の充実	入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者・障がい児が身近な地域で安心して暮らしていけるよう地域生活支援拠点の体制を整備します。	協力事業者数	2事業所	10事業所
3	地区委員、福祉委員の委嘱	地域の生活課題を把握するため、町内会・自治会長に地区委員を、民生委員・児童委員に福祉委員をそれぞれ委嘱し連携を図ります。	地区委員数	39人	継続
			福祉委員数	84人	継続
4 重	たんぽぽ生活応援隊	市民同士の支え合い・助け合い活動を進めるため市民が協力員となり、高齢・障がい・子育て等の理由により困りごとを抱えた世帯に訪問し、掃除や買い物などの家事支援を行います。	協力員数	47人	50人
5	地域福祉活動助成事業	市民が地域交流の促進を図り、地域コミュニティの希薄化の解決や支え合いの活動に取り組むために行う地域福祉活動の活動費や団体の運営費を助成します。	助成事業数	10事業	継続

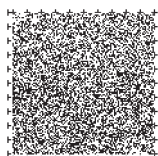
※**重**は、重点的な取組



「たんぽぽ生活応援隊」



「地域福祉活動助成事業」
(世代間交流事業)



基本施策2 地域活動への参加促進

市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への関心度は「多少関心がある」（37.0％）が最も多く、「関心がある」（9.2％）を合わせると、関心層は46.2％となっています。一方、ボランティア活動の経験では「活動したことはない」（75.8％）が最も多く、「現在活動している」は5.4％にとどまっています。また、活動経験のある人の活動のきっかけは「友人・知人、家族からの声かけ」（56.4％）が最も多く、次いで「市の広報、チラシなど」（13.8％）と続いています。活動したことがない理由では「時間的な余裕がない」（41.1％）、「活動するきっかけがない」（33.1％）、「健康や体力面が不安」（26.0％）が上位となっています。

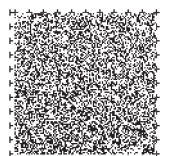
これらの状況から、声かけや活動の情報発信を含め、活動に関心のある層を実際の活動につなげる仕掛けづくりの必要性がうかがえます。

社協では、ボランティア活動をはじめ多様な主体による地域活動を支援します。また、市民の地域生活課題に対する関心や理解を高めるため、地域福祉の考え方や社協の諸活動について広報活動を展開します。

社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標		現状値	目標値
						令和11年度
1	サークル活動の立ち上げ支援	多様な主体によるサークルの設立に関する相談や運営に関する支援を行います。	新設サークル数		2団体	3団体
2 重	SNSやLINEによる地域福祉活動の情報発信	地域生活課題に対する取組や社会福祉協議会の活動を周知するため、SNS(X、Facebook等)を活用した情報発信を行います。 また、LINEを活用したボランティア活動の情報発信、ボランティア相談も含めたボランティア希望者と活動先のコーディネートを行います。	SNS	登録者	1,400人	2,000人
				延べ発信回数	500回	1,000回
			LINE	登録者	80人	150人
				延べ発信回数	12回	24回
3	しき社協だよりの発行	社協が発行する広報紙に地域福祉活動に参加する人の「声」を掲載し、地域福祉への関心を高めるとともに、全世代に対する社協の認知度向上を図ります。	発行回数		4回	継続

※重は、重点的な取組



基本施策3 地域福祉の担い手の発掘・育成・定着

専門職及び関係者調査の結果によると、地域課題やニーズに対して、地域全体の解決に向けた体制整備に必要なことは、「活動の担い手の確保、養成」（74.0％）が最も多く、次いで「行政による支援」（42.2％）が続いています。また、今後市が注力すべき保健・福祉分野としては、「福祉人材（地域の担い手）の確保」（34.3％）が最も多くなっています。

活動の担い手が高齢化・固定化している中、福祉サービスや地域の活動を担う人材の発掘、確保・定着に向けた支援の必要性がうかがえます。

社協では、誰もが活動に参加できるきっかけを作り、市民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供し、地域福祉の担い手の発掘・育成・定着を図ります。

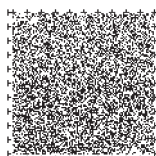
社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	ボランティア体験プログラム	幅広い世代に福祉への関心や理解を促すため、福祉施設、ボランティア団体、NPO等と連携・協働し、ボランティアの体験プログラムを実施します。	プログラム数	50コース	50コース
			体験者数	190人	200人
2	ボランティア養成講座の実施	障がい者の日常生活を支援する「手話」、「音訳」、「点訳」や相手を理解するために必要な「傾聴」などの講座を実施します。	参加人数	80人	80人
3	ボランティアの受入れ	福祉サービスや地域の活動を担う福祉人材を育成するため、社協が運営する事業や施設でボランティアを受け入れます。	受入人数	50人	70人



「ボランティア体験プログラム」

（ 配食ボランティア ／ 子育て支援ボランティア ）



基本施策4 支え合いの地域づくり

市民アンケート調査結果によると、近所の方との付き合いの程度については、「あいさつをする程度」（41.5％）が最も多く、次いで「立ち話をする程度」（32.7％）が続いています。前回調査に比べて、「ほとんど付き合いはない」「あいさつをする程度」の割合が増加しており、近所付き合いの希薄さの進展がうかがえます。また、地域共生社会を進めていく上で必要なことは、「ノーマライゼーションの考え方の普及促進」（56.1％）が最も多く、次いで「バリアフリーの整備促進」（42.2％）が続いています。

専門職及び関係者調査の結果によると、求められている地域福祉活動としては、高齢者分野では「高齢者を支援する活動」（40.2％）、その他分野では「日常の見守り活動」（33.8％）、保育・教育分野では「子育てを支援する活動」（28.9％）がそれぞれ多くあげられています。

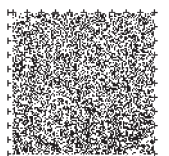
ともに支え合い、生き生きと豊かに暮らしていける社会づくりに向けて、心のバリアフリーや社会参加の支援の必要性がうかがえます。

社協では、地域住民が主体的に地域づくりに参加し、誰もがともに支え合い、安心して参加できる居場所としての場と機会づくりを支援します。また、福祉教育を通じ、すべての人がかけがえのない存在として尊重され、差別や排除がない社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「共に生きる力」を育む地域福祉の人材を育成します。

社会福祉協議会の主な取組

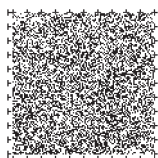
No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	指定管理等施設の運営	行政との協働と役割分担に基づき、地域共生社会の実現に向けた地域活動をするための活動拠点を管理・運営します。 （総合福祉センター、宗岡第二公民館、福祉センター、第二福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センター 計6施設）	延べ 利用人数	245,000人	317,000人
2 重	小地域サロン活動の支援	誰もが気軽に集まり、お茶会やおしゃべりなどの自由な活動を通じて、孤立防止や介護予防等を行う場づくりの設立に関する相談や運営に関する支援を行います。	支援する 団体数	32団体	35団体

※重は、重点的な取組

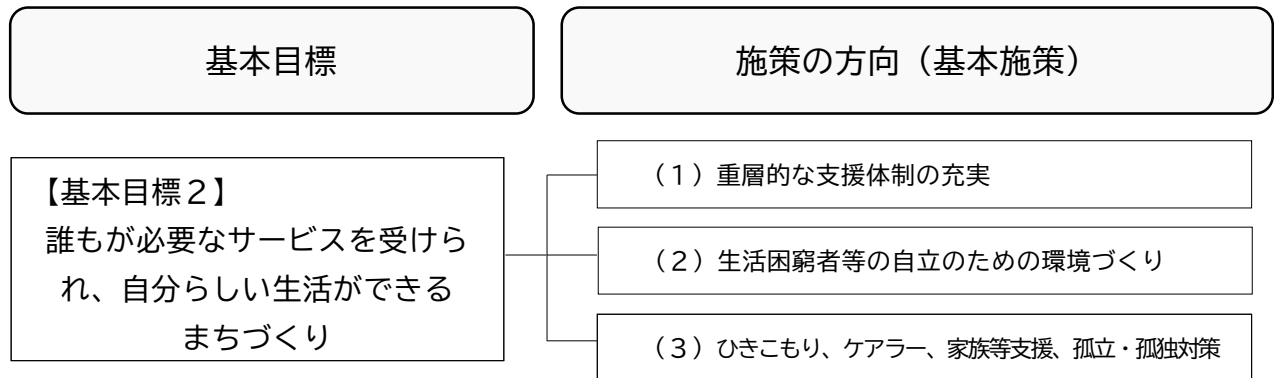


第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
3	ふれあい健康交流会	料理ボランティアが調理した昼食をもとに、栄養指導などを行い、参加者である高齢者に対し、食の自立を目指した会食会を実施します。	登録者数	110人	150人
4	地域でつながる子育て支援事業	子育て世代が市内の子育て支援拠点や子育て世帯同士とつながるきっかけをつくるため、共同募金を財源に子育て応援品を配布します。	利用人数	240人	継続
5	総合福祉センターまつり	市民に向けた地域活動の周知と利用者相互の親睦と交流を図るため、総合福祉センター利用者の会加入団体やボランティア活動団体等による実行委員会を組織し、日頃の活動状況や成果を発表します。	参加人数	2,200人	2,700人
6	多世代交流事業	世代や属性を超えて交流できる居場所づくりとして、交流・参加・学びの機会を生み出す事業に取り組みます。	参加人数	140人	270人
7	地域生活支援拠点(面的整備)への参画	障がい者を地域全体で支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援体制の整備に参画します。	受入人数	新規事業	2人
8	自主製作品の販売及び清掃等業務の実施	障がい者通所施設として市内で開催されるイベントに積極的に参加し、住民との交流を深めます。 また、身近な公園や公共施設の清掃等の業務に取り組みます。	実施回数	63回	70回
9	福祉教育の実践	各小中学校において、当事者からの講話やボランティアと連携・協働した疑似体験等により、相手の立場になって考えるきっかけをつくります。	授業回数	66回	70回
10	訪問介護事業所による出前講座	地域全体の介護力向上を目的として、地域団体や企業等に対し介護方法を学ぶための出前講座を実施します。	実施回数	1回	1回
11	認知症について理解を深めるための取組	認知症の人の見守りができる地域を目指し、普及啓発や声かけ訓練、認知症カフェなどを実施します。	実施回数	16回	16回



基本目標2 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり



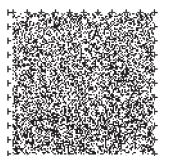
基本施策1 重層的な支援体制の充実

市民アンケート調査結果によると、不安や悩みごとの相談先については、「家族」（75.1%）、「友人・知人」（47.1%）に次いで、「医師」（14.8%）、「市職員・市の相談機関」（10.3%）と続いています。前回調査に比べて、相談機関や専門職の割合が増加しています。また、福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙、チラシ等」（51.6%）が最も多く、次いで「インターネット」（12.6%）、「社会福祉協議会等の広報紙、チラシ等」（12.3%）と続いています。一方「入手していない」との回答も28.7%となっており、前回調査に比べて、5.1ポイント増えました。保健・福祉で充実してほしい情報は、「介護サービス等の情報」（44.2%）が最も多く、次いで「高齢者や障がい者サービスの情報」（39.0%）、「健康づくりに関する情報」（37.9%）と続いています。また、今後市の保健・福祉分野で注力すべき施策としては、「身近な相談窓口の充実」（31.8%）が最も多くなっています。

専門職及び関係者の調査によると、現行の公的サービスで対応できずに困っている問題・事例の最近の変化については「増えている」が20.6%であるのに対して「減っている」は2.0%、今後の市の保健・福祉分野について注力すべき施策については、「身近な相談窓口の充実」が33.3%で最も多くなっています。

地域課題の複合化・複雑化への対応に向けて、相談窓口の充実、適切な情報提供の必要性がうかがえます。

社協では、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市や関係機関と連携し地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、課題解決を継続的に支援します。支援にあたっては、本人らしい暮らしの実現に向け、既存の制度やサービスにつなぐだけでなく、地域福祉活動やボランティア活動等のインフォーマルな社会資源とも連携します。



第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組

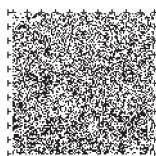
社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1 重	属性を問わない相談支援の実施	高齢、障がい、子育て、生活困窮等の相談を多機関での協働やアウトリーチを含めて解決する相談支援を実施します。 (基幹福祉相談センター、柏の杜、館・幸町、児童センター、宗岡子育て支援センター、地域福祉担当 計6事業所)	延べ相談件数	12,900件	継続
2	日常生活自立支援事業の実施	日常生活において一人で判断することに不安のある高齢者や知的・精神障がいなどのある人に、関係機関と連携しながら福祉サービスの利用支援を行います。	契約件数	14件	継続
3	法人後見事業、市民後見人の監督	成年後見制度による申立てにより、社協が法人として成年後見人等を担い、財産管理や身上保護を行います。また、身近で同じ市民の立場から本人に寄り添い、きめ細かな支援を行う市民後見人の活動を安定的に実施するため、市民後見人の監督を行います。	受任件数	18件	継続
			監督件数	2件	継続

※**重**は、重点的な取組

「日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い」

項目	にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業	せいねんこうけんせいど 成年後見制度
概要	日常的な生活援助	財産管理や身上保護
具体例	○定期訪問、福祉サービスの情報提供 ○日常生活上の手続き援助（市役所への手続き支援や郵便物の整理など） ○日常的な金銭の管理（金銭の払い出し、福祉サービス利用料等の支払い） ○通帳、年金証書等の預かり	○預貯金や不動産などの管理 ○年金や税金、公共料金の支払い ○遺産分割協議 ○売買契約、賃貸借契約 ○医療や介護、施設入所などの契約
対象	高齢や障がいにより日常生活上で1人で判断することに不安のある人	認知症、知的・精神障がいにより、判断能力が十分でない人
支援者	専門員、生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人
利用料	1回1時間 1,200円～ ※生活保護世帯は無料	成年後見人等への報酬は、家庭裁判所が決定する



基本施策2 生活困窮者等の自立のための環境づくり

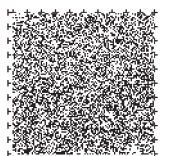
市民アンケート調査結果によると、生活困窮者自立支援制度の認知度については、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」（43.7％）が最も多く、「知らない」（41.3％）と合わせると85.0％となっています。また、生活困窮者自立支援制度事業の実施に必要なことでは、「相談支援」（50.0％）、「就労支援、就労準備支援」（46.9％）が上位を占めています。

制度に対する周知・啓発の向上、相談窓口の充実、就労支援・就労準備支援の必要性がうかがえます。

生活困窮者等への支援は、相談支援等の入口を広げ、さまざまな関係機関との連携・協働により支援の幅と出口を広げる「地域づくり」の基盤になることから、社協では、一人ひとりのニーズに対する「個別支援」と「地域づくり」を一体的に展開し、地域を基盤とした相談支援を実践します。

社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	生活福祉資金貸付事業	生活に困窮した人が経済的に自立し、安定した生活ができるよう、関係機関と連携し、資金の貸付と相談支援を行います。	新規貸付件数	10件	継続
2	生活困窮世帯支援事業	経済的に困窮しているひとり親世帯に対し、共同募金を財源として食品提供及びフードバンクに関する情報提供を行います。	利用件数	200件	継続



基本施策3 ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策

市民アンケート調査結果によると、孤独感について、半数近くの人は「ほとんどない」（47.5%）と回答しているものの、「しばしばある・常にある」（2.9%）、「時々ある」（11.1%）、「たまにある」（23.5%）を合わせると全体の4割弱の人が孤独を感じていることがうかがえます。

一方、支援の側となる専門職及び関係者調査の結果によると、ひきこもりの状態にある人を知ったときの対応は、「家族からの相談を聞く」（43.2%）、「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族に関する情報提供を行う」（40.5%）が上位を占めており、さらにひきこもりの人への支援で困っていることは、「自分だけでは対応できないと感じる」（75.7%）が最も多くなっています。また、ひきこもりに係る支援について行政や支援機関が今後取り組む必要があることについては、「身近な地域における相談体制の充実」（49.0%）が最も多く、次いで「ひきこもりの家族会と連携した取組の充実」（28.9%）と続いています。

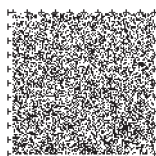
ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策に向けて、相談体制の充実をはじめ、多分野との連携が求められています。また、地域で困っている人を支援するコミュニティソーシャルワーカーの必要性も高まっています。

社協では、解決が困難な問題を抱える世帯に対し、アウトリーチ機能を活かし「つながり続けること」を目的とした伴走型支援を提供します。また、顕在化した地域生活課題に対する課題解決のしくみづくりを進めます。

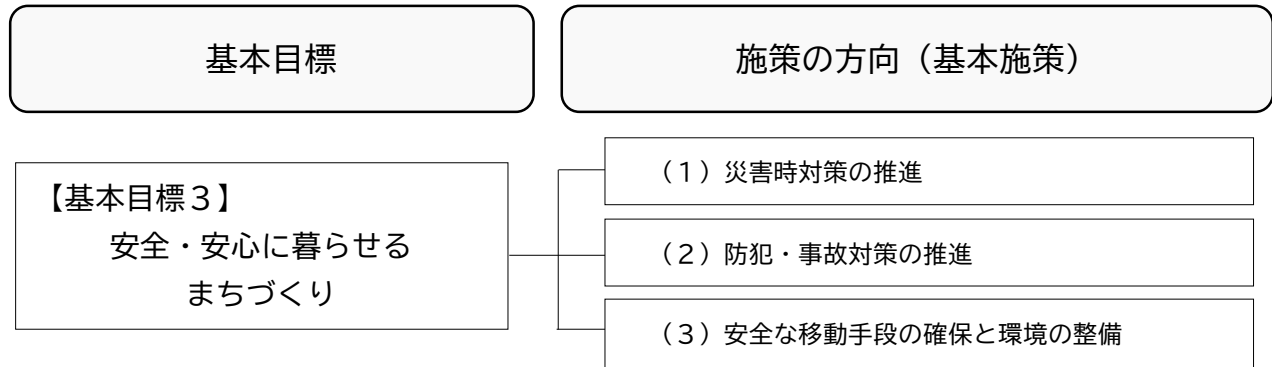
社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1 重	アウトリーチ活動の強化	制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し問題解決につなげるため、地域に出向いて支援を行います。	訪問回数	2,500回	3,000回
2	ケアラー、家族等の支援	家族を介護している小学生から高校生がいる世帯等に対する家事支援を行います。また、ケアラーを支援する地域団体と連携し、リフレッシュや情報発信を目的とした事業を実施します。	訪問回数	55回	55回
			事業回数	25回	25回
3	介護用品購入支援事業	在宅介護者の経済的な負担を軽減するため、共同募金を財源として介護保険制度等の対象にならない介護用品の購入費用を補助します。	利用人数	330人	継続

※**重**は、重点的な取組



基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり



基本施策1 災害時対策の推進

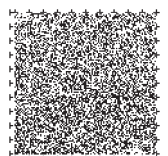
市民アンケート調査結果によると、日常生活で不安に感じることにについて、「自分や家族の健康のこと」(45.3%)、「自分や家族の老後のこと」(43.3%)に次いで「地震や火事などの災害のこと」(30.7%)が多くなっています。災害に対する回答も多い中、地域の防災訓練への参加の有無では、「はい」が16.6%となっており、前回調査に比べて減少しています。また、災害が起きた時の対応について、誰かと取り決めていきますかについては、「同居の家族と」(54.5%)が最も多い一方、「特に誰とも取り決めていない」との回答も30.3%となっています。さらに、今後市の保健・福祉分野について注力すべき施策では、「身近な相談窓口の充実」(31.8%)に次いで「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進（災害時対策等）」(21.5%)が多くなっています。

不安に感じること、市が注力すべき施策とも、災害時のことが上位となっており、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進が求められています。

社協では、災害時においても住民主体の個別支援と地域づくりに取り組むため、平時から地域のつながりを意識した事業を展開します。

社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	避難行動要支援者個別避難計画の作成支援	福祉的配慮が必要な市民に対し、どのような避難行動をとればよいのかについて本人や家族等と確認し、個別避難計画を作成する支援及び作成後の確認を行います。	利用件数	5件	継続



第3章 基本目標及び基本施策ごとの取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
2	災害ボランティアセンターの運営	地域の関係団体と協力して災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう訓練等を行い、災害時の支援体制を整備します。	実施回数	1回	継続
3	災害を想定した施設運営	火災や地震、水害などに備え、通報・避難・消火などの訓練を行います。	実施回数	20回	20回

「災害ボランティアセンターの三原則」

「被災者中心」「地元主体」「協働」

災害時のボランティア活動は、被災家庭の掃除や災害ゴミの撤去などの活動が目立ちますが、活動の本来の目的は、清掃等により生活の基盤となる住環境を回復し、被災した人の生活を回復することにあります。

この目的のために、災害ボランティアセンターは、生活支援という福祉の視点を持ちながら、被災者に寄り添い、日々の生活支援と生活再建に向けた困りごと（ニーズ）の解決に、ボランティア・NPO、行政や関係機関・団体と協働しながら取組を行います。

「災害ボランティアセンターの活動」

▶ニーズ班



被災者が必要とするボランティア活動の内容を正確に聞き取ります。

▶受付班

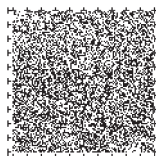


ボランティアの受付やボランティア活動保険の加入手続きを行います。

▶マッチング・送り出し班



被災者からの支援ニーズと災害ボランティア活動を結びつけます。



基本施策2 防犯・事故対策の推進

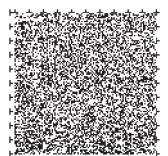
市では「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、のぼり旗を作成し、各町内会などへの配布のほか、市内の小・中学校から防犯啓発用の原画を募り「防犯啓発ポスター」を作成し、市内の公共機関及び銀行・郵便局やＡＴＭ端末機などに設置するとともに、埼玉県が防犯月間としている１０月に「防犯キャンペーン」を実施し、防犯に対する意識づけを行っています。また、防犯パトロール時の安全確保、連帯感の強化を目的として、防犯パトロール隊員にリフレクター付きのベストと帽子を貸与し、市民等が行う防犯パトロール活動を支援し、安全・安心なまちづくりのための防犯体制の確立も図っています。

子どもや女性を狙った不審者による犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺などによる不安、要支援状態または要介護状態の人における家庭内や生活上の事故に対する恐れを取り除くため、市と地域が協力して犯罪及び事故を防ぐことが必要です。

社協では、平成２６年に志木市と「志木市ホッとあんしん見守りネットワーク」の協定を令和元年に朝霞警察署と「子供や高齢者が安心して生活できる社会づくりに向けた『見守りネットワーク』について」の覚書をそれぞれ締結し、安全・安心に暮らせる地域づくりをすすめるため、関係機関と連携した防犯・見守り活動に取り組みます。

社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	詐欺被害防止電話機等購入補助事業	特殊詐欺被害を未然に防止するため、高齢者のいる世帯に対し、録音機能を備えた電話機器等の購入に要する費用の一部補助を行います。	補助件数	31件	50件
2	各事業での注意喚起	地域の関係団体や利用者に対し、詐欺被害や交通安全、不審者対応等について啓発を行います。	実施回数	40回	40回
3	救命講習	事故発生時や急病者発生時の対処方法を学ぶ普通救命講習等を実施します。	実施回数	2回	2回
4	ちいパト隊（地域パトロール隊）	児童が小学校から安全に帰宅できるよう、社協全職員・地域住民がちいパト隊（地域パトロール隊）となり、見守り活動を行います。	登録人数	588人	1,200人



基本施策3 安全な移動手段の確保と環境の整備

市では、路線バスのバリアフリー化を促進するためノンステップバスの導入を支援するなど、高齢者や障がい者をはじめとする市民の移動の円滑化及び利便性の向上に努めてきました。また、高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯などの安全な移動手段を確保するため、自宅や公共施設、病院、商業施設などの間の移動において低額でタクシーを利用できる公共交通サービス「デマンド交通」も実施しています。

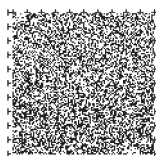
市民アンケート調査結果によると、地域共生社会を進めていく上で必要と思われることについて、「ノーマライゼーションの考え方の普及啓発」（56.1％）に次いで「バリアフリーの整備促進」（42.2％）が多くなっています。

社会参加につながることから、安全な移動手段の確保やバリアフリーの整備促進などの必要性がうかがえます。

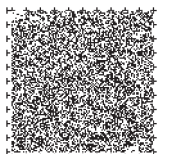
社協では、さまざまな状況にある市民が安全に移動できる手段を確保するため、市民が感じている潜在的な公的移動手段のニーズ把握に努めるとともに、移動支援や福祉車両をレンタルする費用の一部補助などによる取組を進め、移動に課題を抱える市民が安全に通行できる環境づくりを推進します。

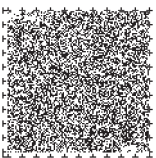
社会福祉協議会の主な取組

No.	事業名	事業内容	活動指標	現状値	目標値
					令和11年度
1	移動支援事業	行動・活動範囲の拡大により社会との関わりが持ち続けられるよう、移動支援サービスを行います。	訪問回数	1,000回	1,000回
2	福祉機材貸出事業	一時的に介護や看護が必要になった人に対し、車いす等の福祉用具を貸し出します。	貸出件数	186件	200件
3	福祉車両利用料補助金交付事業	外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、レンタカー事業者から車いすのまま乗り降りができる車両を借り受けた際の利用料金を一部補助します。	補助件数	8件	10件



第4章 計画の推進





第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画内容の周知徹底

地域福祉は、行政や社協だけが行うものではなく、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解、協力を求めていく必要があります。市民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉に対する理解を深め、本計画に掲げる取組を実践、継続していけるよう、地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係団体・事業者などと連携・協力するとともに、社協だよりやホームページを利用し、広く市民への計画の周知に努めます。

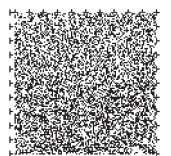
(2) 推進体制と見直し

本計画は、社協をはじめとする民間団体の中期行動計画としての機能を有していることから、地域の関係団体との横断的な推進体制をとる必要があります。そのため、見直しなどの必要があった場合は、地域の関係団体の多くが属する社協理事会・評議員会などへ報告し、評価・検証を行います。また、関連する制度改正や各種調査活動を通して福祉サービス利用者の福祉課題の把握を行い、成果と課題を明らかにし、新たなニーズの変化に応じた計画の見直しを行います。

2 計画の進行管理

本計画の施策や事業については、毎年度、学識経験者や関係機関・市民活動団体の代表者、市等によって構成される志木市地域福祉推進委員会において、重点的な取組を中心にすべての取組における進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。



第6次志木市地域福祉活動計画

【令和7年度～令和11年度】

発行：令和7年3月

編集：社会福祉法人志木市社会福祉協議会

〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号
(志木市総合福祉センター内)

電話：048-485-1177

FAX：048-475-0014

<https://www.shiki-syakyo.or.jp>

